

令和2年度津野町観光企画広報展開業務 仕様書

1. 業務名称

令和2年度津野町観光企画広報展開業務

2. 目的

新型コロナウイルス感染症により観光産業は、大きな影響を受けており、新たな観光の在り方が模索されている。

その中で、津野町は、令和3年に、森林アクティビティの「フォレストアドベンチャー」、四国カルスト天狗高原の宿泊施設「高原ふれあいの家天狗荘」及び四万十川源流点観光の拠点施設となる「せいらんの里」、がそれぞれオープン又はリニューアルオープンする。

各施設を拠点として、津野町の、自然、文化、体験、食など地域の多様な観光資源を最大限に活用して町全体を周遊していただけるよう、総合的かつ戦略的な企画広報を展開し、低迷している観光産業に活力を取り戻すとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興と地域の活性化につながることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 戦略的な企画広報展開計画の作成

実施する事業や津野町の魅力について年間を通じた企画広報展開計画を作成するとともに、事業実施に当たり、計画の中には話題性の見込める「統一的なキャッチコピー」や「実施にあたってのテーマ」を盛り込むこと。

(2) 観光情報の広報宣伝

ア. テレビ・ラジオ番組やCM、新聞、雑誌、その他広告媒体を活用し、媒体同士のベストミックスを計画し実行する。ただし、媒体数、時期、本数は提案による。

イ. インターネットやSNS等を活用した広報。

ウ. (1)のキャッチコピー等を入れた観光ポスターの制作及び効果的な掲示場所の提案。

※ア. 及びイ. については中四国地方を主として県外へ向けての展開と四国カルスト天狗高原に特化した広報展開を含めること。

(3) 観光資源を活用した誘客企画

ア. 津野町全域へ周遊したくなる企画提案

イ. 新たな素材発掘と通年事業を取り入れた周遊の企画提案

ウ. 津野町オリジナルグッズの制作及び活用方法の提案

エ. 津野町の飲食紹介パンフレットの制作(25～30店)

オ. 津野町体験マルシェのPR

(4)独自の提案

ア. 新たな無料PR展開があれば提案

イ. 観光、イベント等のアドバイス

ウ. 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応策の提案 など

4. 実施期間

契約日から令和4年3月10日まで(※受託者と協議し最終決定する)

5. 見積限度額

14,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

6. 成果品

(1)制作、放送したものについては、録画、録音したものを納品すること。記録媒体については受託者と協議することとする。

(2)雑誌、新聞等に掲載したものは、掲載した現物を納品すること。

(3)その他のものについては、現物及び電子データを納品すること。

(4)業務の効果を検証し報告すること。(例えば視聴率や閲覧数、参加人数等)

7. その他

(1)本業務の受託者は業務を実施するにあたり、発注者等と十分な調整を行い、円滑に業務を実施すること。

(2)本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(3)業務において専門性を有する内容については専門業者への再委託も可能とする。

(4)受託者は、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

(5)受託者から引き渡しを受けた成果品に関する全ての著作権及びその他の権利は発注者に帰属するものとし、受託者は成果品の二次利用に関して、発注者に制限がないことを保証することとする。

(6)納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。また、契約者の責に帰す事由により著作権関係の紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。

(7)現地調査に際し、受託者は事前に該当施設の許可を得たうえで取材を行うこと。また、現地調査の際に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うこと。

- (8) 本人の承諾を得ることのできない人物の画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後、肖像権又は個人情報に関する問題が発生した場合は、受託者においてその責を負い対応を行うこと。
- (9) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、発注者等と受注者が協議の上、定めるものとする。
- (10) 本仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、全て本業務委託料に含むものとする。